

令和元年第4回港区議会定例会提出予定案件（概要）

区長報告第15号

【総務部総務課】

専決処分について（和解）

本件は、損害賠償請求訴訟事件の和解について専決処分しましたので、報告するものです。

○ 専決処分の日 令和元年11月8日

○ 概 要

（1）事件の要旨

平成29年4月17日、区のペットボトル集積所回収運搬業務を受託している東京都環境衛生事業協同組合港区支部の組合員である三東運輸株式会社（以下「事業者」といいます。）所有の事業用中型貨物自動車は港区南麻布五丁目2番5号のマンション（以下「本件マンション」といいます。）の地下駐車場出入口に設置されたシャッターを破損した事故により発生した損害について、本件マンションの管理組合（以下「管理組合」といいます。）、事業者及び区は、交渉を重ねてきましたが、解決に至らなかったため、管理組合は、事業者、事業者の従業員（以下「従業員」といいます。）及び区に対し損害賠償を求めて、平成30年6月8日、東京地方裁判所に訴訟を提起しました。

その後、審理が行われてきましたが、今般、同裁判所から和解勧告がなされたので、和解により本件事件の解決を図ることとしたものです。

（2）和解事項

ア 事業者及び従業員（以下「事業者等」という。）は、管理組合に対し、本件事故による損害賠償債務として、連帯して1,000万円の支払義務があることを認める。

イ 管理組合は、事業者等に対するその余の請求及び区に対する請求をいずれも放棄する。

ウ 管理組合、事業者等及び区は、管理組合と事業者等及び区との間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

エ 訴訟費用は各自の負担とする。

議案第 110 号

【街づくり支援部土木管理課】

港区立公園条例の一部を改正する条例

本案は、西桜公園を新たに設置するものです。

○ 内 容

- (1) 名 称 西桜公園
- (2) 位 置 港区虎ノ門一丁目17番4号
- (3) 面 積 1,150.01㎡

○ 施行期日 区規則で定める日（令和2年2月17日予定）

議案第 111 号

【子ども家庭支援部保育課】

港区立認定こども園条例及び港区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

本案は、令和元年10月1日から東京都が小学生以上の兄又は姉がいる世帯の保育料の負担軽減の補助制度を開始したことを踏まえ、多子世帯に係る保育料について負担を軽減するものです。

○ 内 容 保育料を負担している世帯に小学生以上の兄又は姉がいる場合における保育料について、保育園に在園している児童がその世帯の2人目の場合は半額、3人目以降の場合は無料とします。

例) 小学校1年生、2歳児、0歳児がいる場合の保育料負担

	現 行		改正後
	所得割課税額が 57,700円以上の世帯	所得割課税額が 57,700円未満の世帯	
小学校 1年生	—	— (1人目として算定)	— (1人目として算定)
2歳児	全額 保護者が負担	半額 保護者が負担 (2人目として算定)	半額 保護者が負担 (2人目として算定)
0歳児	保護者の 負担なし (区独自)	保護者の 負担なし (区独自)	保護者の 負担なし (区独自)

例) 中学校1年生、小学校3年生、2歳児、0歳児がいる場合の保育料負担

	現 行		改正後
	所得割課税額が 57,700円以上の世帯	所得割課税額が 57,700円未満の世帯	
中学校 1年生	—	— (1人目として算定)	— (1人目として算定)
小学校 3年生	—	— (2人目として算定)	— (2人目として算定)
2歳児	全額 保護者が負担	保護者の 負担なし (3人目として算定)	保護者の 負担なし (3人目として算定)
0歳児	保護者の 負担なし (区独自)	保護者の 負担なし (区独自)	保護者の 負担なし (区独自)

○ 施行期日 公布の日（令和元年10月分以後の保育料について適用）

**議案第112号 【保健福祉支援部障害者福祉課】
港区立精神障害者地域活動支援センター条例の一部を改正する条例**

本案は、港区立精神障害者地域活動支援センターの改築に合わせて、事業を拡充するとともに、施設の名称を変更するものです。

○ 内 容

(1) 条例の題名を変更します。

港区立精神障害者地域活動支援センター条例

→ 港区立精神障害者支援センター条例

(2) 施設の名称を変更します。

港区立精神障害者地域活動支援センター

→ 港区立精神障害者支援センター

(3) 新たに短期入所事業及び就労継続支援事業を実施し、利用料金制とします。

(4) 新たに区独自の事業として生活体験プログラム事業を実施します。

○ 施行期日 区規則で定める日（令和3年4月1日予定）

議案第 1 1 3 号**【企画経営部財政課】****令和元年度港区一般会計補正予算（第 5 号）****議案第 1 1 4 号****【企画経営部財政課】****令和元年度港区介護保険会計補正予算（第 3 号）****議案第 1 1 5 号****【総務部契約管財課】****物品の購入について（福祉総合システム用ソフトウェア）**

本案は、福祉総合システム用ソフトウェアを購入するものです。

○ 内 容

- (1) 購入の目的 福祉総合システムの更新
- (2) 購入品目及び数量 福祉総合システム用ソフトウェア 一式
- (3) 購入予定価格 3, 344万5, 610円
- (4) 購入の相手方 港区芝五丁目7番1号
日本電気株式会社公共・社会システム営業本部

議案第 1 1 6 号**【芝地区総合支所区民課】****町の区域の変更について（三田三丁目、高輪二丁目、高輪三丁目、芝浦四丁目、港南一丁目、港南二丁目）**

本案は、品川駅北周辺地区土地区画整理事業及び泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業の施行に伴い、町の区域を変更するものです。

○ 内 容 次の町の区域を変更します。

変更前の区域	変更後の区域
高輪三丁目の一部	高輪二丁目
芝浦四丁目の一部	三田三丁目
	高輪二丁目
	港南一丁目
	港南二丁目
港南一丁目の一部	芝浦四丁目
港南二丁目の一部	高輪二丁目
	高輪三丁目

特別区道路線の認定について（高輪二丁目、港南二丁目）

本案は、品川駅北周辺地区土地区画整理事業及び泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業の施行に伴い、特別区道路線を認定するものです。

○ 内 容

(1) 特別区道第 1, 193 号線を認定します。

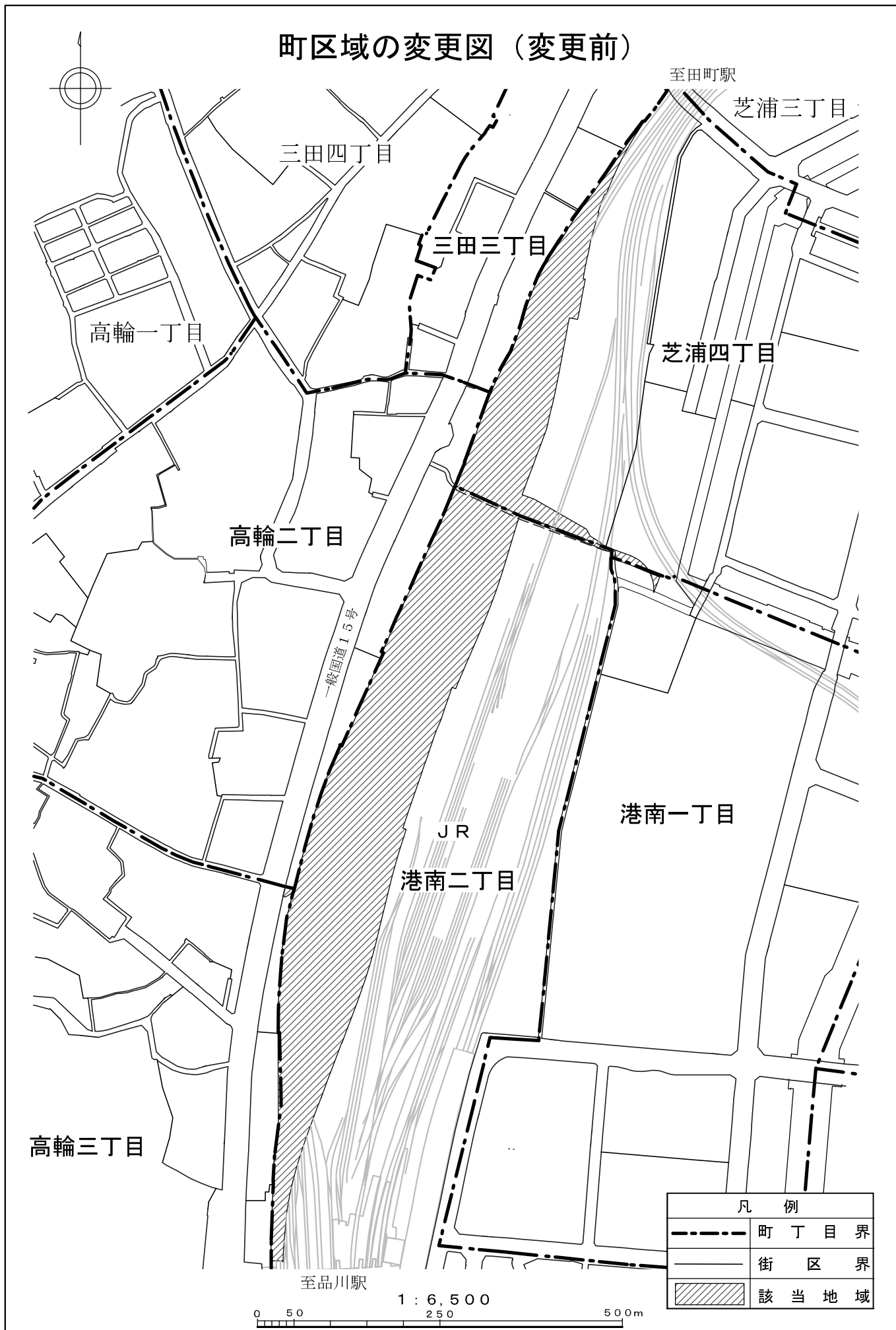
起 点 港区高輪二丁目 82 番 22

終 点 港区港南二丁目 10 番 249

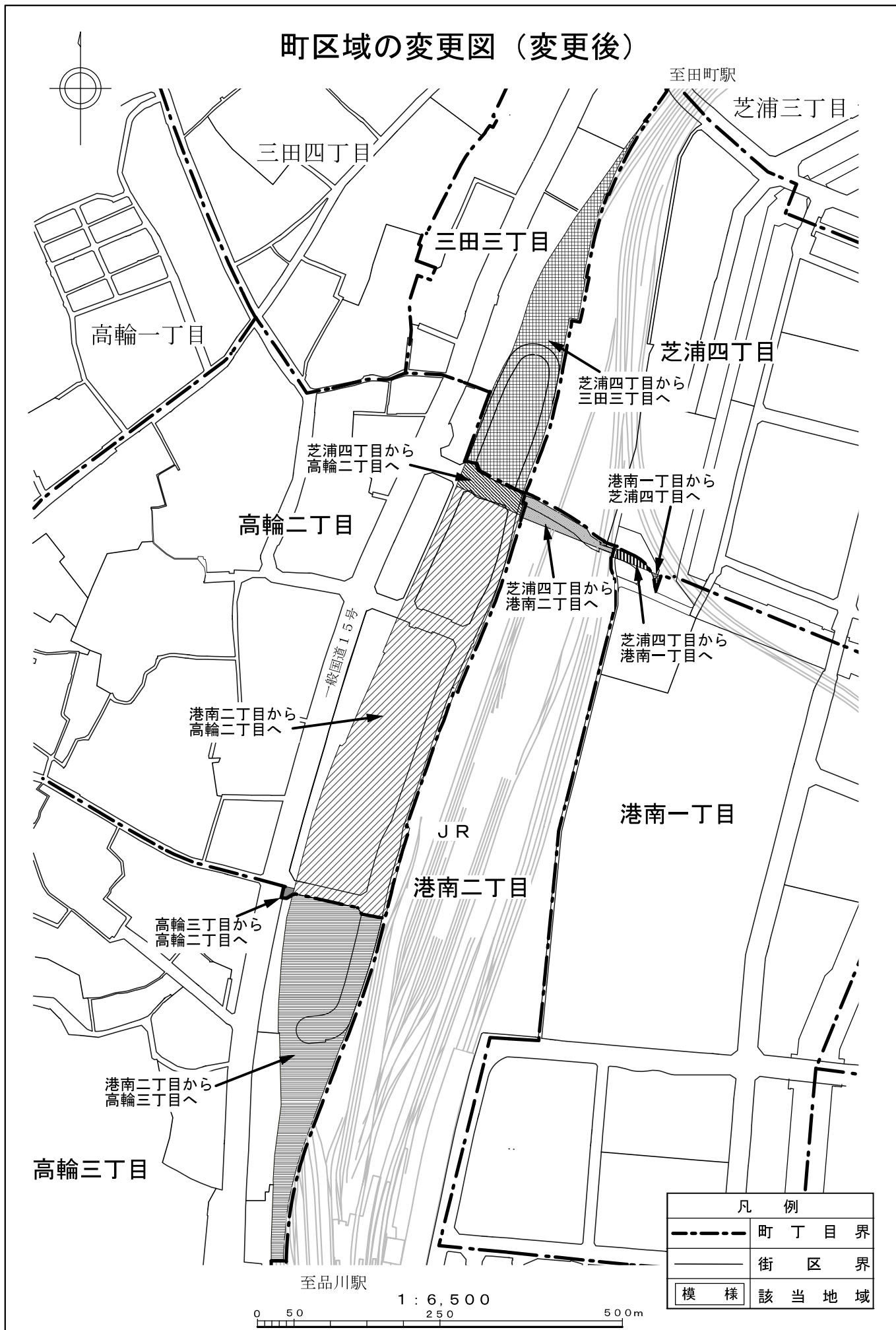
(2) 特別区道第 1, 194 号線を認定します。

起 点 港区高輪二丁目 253 番 1

終 点 港区港南二丁目 10 番 265



町区域の変更図（変更後）



凡 例	
---	町丁目界
—	街区界
■	模 様 該 当 地 域